

蟹江町カニロゴマーク、カニキャラクターの使用に関する要綱の運用基準

第1条関係

- 1 カニロゴマーク、カニキャラクター作成の趣旨を十分に理解してもらうこと。
- 2 単に営利目的あるいは個人の宣伝や広告に利用されることのないように十分注意すること。
- 3 カニロゴマーク、カニキャラクターを使用できる商品等は、原則として、地元の原材料を使用したものか、地元で商品化(加工)したものであること。申請のあった商品等が例えば全国的に流通しているものであった場合、新たに地域的な特色等を付加したものであれば、使用を許可することもさしつかえない。
- 4 使用の対象が販売目的ではないのぼりやチラシ等の場合、使用の意図を十分調査のうえ、商品の販売に関連するものであれば、その商品の内容により許可・不許可を判断する。
- 5 ボランティアあるいは各種団体が事業等を実施するに当たって使用する場合、申請の手続きは必要であるが、許可基準等は特に設けない。

第2条関係

- 1 蟹江町として公式に認めるカニロゴマーク、カニキャラクターは今後増えていく可能性があるが、その場合法的な整理を行うこと。
- 2 カニロゴマーク、カニキャラクターの変更等は安易に認めることのないようにすること。ただし、使用に当たり変更の必要がある場合、事前に協議を行うこと。

第3条関係

- 1 要綱では、使用許可申請書は町長に提出し、許可を受けることとされているが、原則蟹江町商工会又は蟹江町観光協会を経由して申請を行うこととする。その際、蟹江町商工会又は蟹江町観光協会は、申請の適否について意見を付すものとし、町長はこれを十分参考にして許可・不許可の判断を行うものとする。
- 2 許可の際には、かに丸くんが商標登録されたことを踏まえ、その内容に沿って適切に処理を行うこと。
- 3 使用許可の期間については、要綱では特に定めはないが、使用を許可した日の当該年度末の3月31日とし、翌年度の使用許可については期間満了の

1ヶ月前までに申請書を提出するものとする。

ただし、最初の使用許可申請が年度末までの1ヶ月未満の場合は、この限りではない。

- 4 既にカニロゴマーク、カニキャラクターを使用している場合、又は庁内各課室がカニロゴマーク、カニキャラクターを使用する場合は、要綱の規定にかかわらず、使用報告書により町長あて報告をするものとする。

附 則

この運用基準は、平成23年6月1日から施行する。